

四日市市瓦屋根耐風対策事業

瓦屋根耐風改修工事費補助制度のご案内

四日市市では、強風や地震等による建築物の瓦屋根の被害を軽減し、市民生活の安全性の確保と向上を図ることを目的として、令和4年4月より瓦屋根の改修工事を行う建築物の所有者に対して、工事費の一部を補助する事業を行っております。

飛散等の危険性が高い瓦屋根の改修工事をご検討の際には、本市の補助制度を是非ご利用ください。



写真出典：一般社団法人全日本瓦工事業連盟 撮影

四日市市

1. 補助対象となる瓦屋根

次の全てに該当する瓦屋根※1を改修する場合

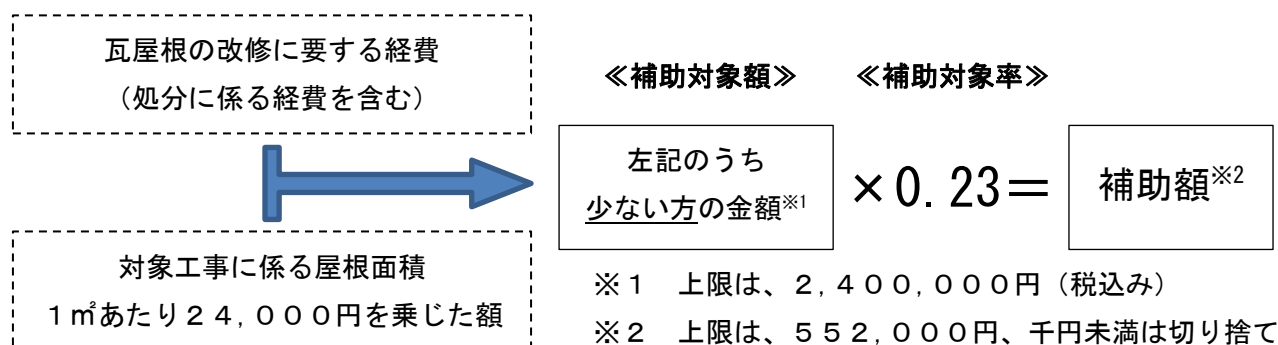
- 有資格者※2による調査の結果、新基準※3に適合していない建築物の瓦屋根であること。
- 市内にある建築物の瓦屋根で、その建築物の所有者が行う瓦屋根の改修工事であること。
- 一棟の建築物における瓦屋根の全面改修を行うこと。
- 耐震補強工事等により、瓦屋根の改修工事について二重に補助金を受けないもの。

※1「瓦屋根」とは、粘土瓦又はセメント瓦をいう。

※2「有資格者」とは、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又は瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士若しくはかわらぶき技能士をいう。

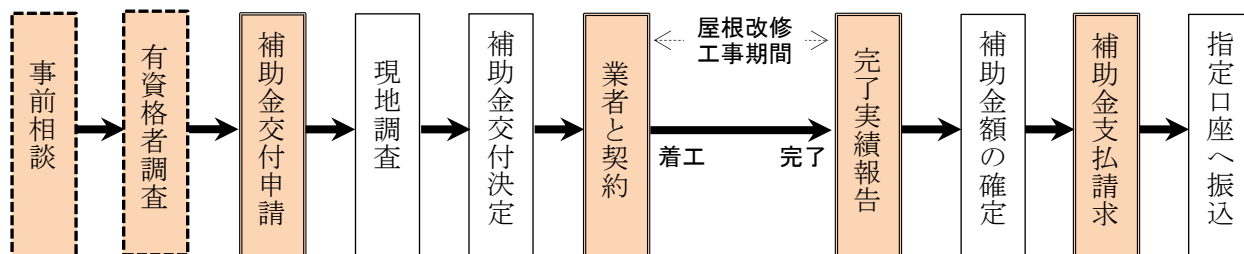
※3「新基準」とは、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定をいう。

2. 補助額



3. 申請から補助金振込までの流れ

申請手続き (: 申請者 : 市)



※申請前には、あらかじめ補助対象となるかを確認するため、事前相談をお願いします。

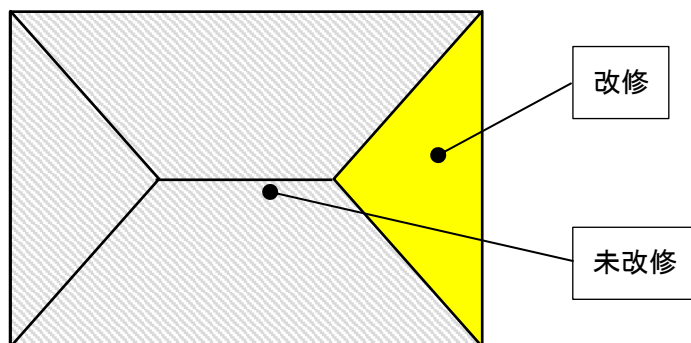
※補助金交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、計画の変更等に係る手続きが必要となります。

4. 補助対象外の例

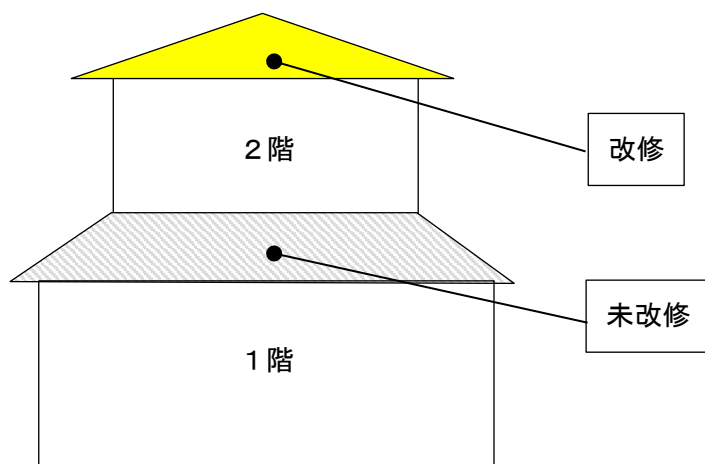
全面改修とは、一棟の建築物における全ての瓦屋根を改修することをいいます。

次の事例は“全面改修”には該当しないため、補助対象となりません。

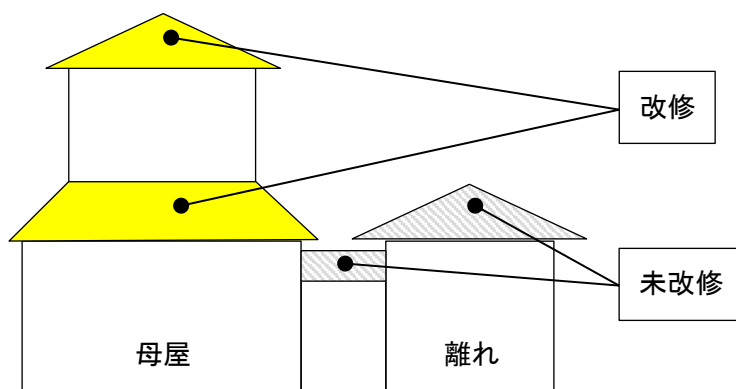
(1) 屋根の一部のみを改修する場合



(2) 2以上ある屋根のうち、1つのみ改修する場合



(3) 母屋と離れが一つながりとなっており、母屋のみを改修する場合



※一つながりとなっていない、別棟であれば補助対象となります。

5. 瓦屋根耐風改修工事費補助制度に関するQ&A

Q1：補助申請の前に瓦屋根を新基準に改修してしまったが、補助の対象になりませんか。

A1：補助金の交付は、補助金交付決定後が条件であることから、当該決定以前に改修された場合には、補助金の交付対象となりません。

Q2：補助制度を利用して改修した後、台風等の被害により再度改修することとなった。再度補助金を受けられますか。

A2：補助金の交付は、同一棟について1回限りとなるため、再度補助金は受けられません。なお、補助を受けていない別棟を改修する場合は、補助金の対象となります。

Q3：瓦屋根からスレート屋根又は金属屋根等へ改修する場合、補助の対象となりますか。

A3：瓦屋根以外の屋根に改修する場合であっても、補助金の対象となります。

Q4：建物の所有者と申請者が別であっても申請は可能ですか。

A4：建物の所有者と申請者は、同一である必要があります。建物の所有者が亡くなっており、その相続人が申請者となる場合は誓約書、建物の所有者が複数名おり、うち1名が申請者となる場合は共有者の同意書が必要となります。

6. 注意事項

- 補助金交付決定の前に工事に着手(契約含む)した場合には、補助金が受けられません。
- 補助金の交付は、一棟につき1回までです。
- 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 予算の状況によっては受付ができない場合もありますので、随時お問合せください。

7. お問い合わせ先

都市整備部 建築指導課 許可認定係

TEL：059-354-8183 FAX：059-354-8404

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号(庁舎4階)

電子メール：kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1538285221292/index.html>